

「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」  
(第2回)における議論の概要

**1. 情報活用関連サービスについて (ヤフー株式会社からヒアリング)**

(○=委員、◆=ニーズ提出者)

- バックエンドの複製に関する利用行為の例に、音楽の曲名を調べることのできるサービスが唯一挙げられているが、これは所在検索サービスと同じではないか。この例以外に、バックエンドでの複製に関するニーズがあれば教えてほしい。
- ◆ 現在あるいは近い将来で見えているサービスとして、音楽の曲名を調べることのできるサービスを挙げたが、今は具体的には見えていないもののいずれの権利制限規定でも対応できない利用態様が将来出現する可能性があると考えている。
- 所在検索サービスやバックエンドの複製は、C類型、要するに表現を享受するためでない利用に当てはまるのか。
- ◆ バックエンドの複製はC類型の中に入ると考えられるが、所在検索サービスや分析結果を提供するようなサービスは、軽微ではあるが一部の情報が出力されるので、そこはC類型ではカバーできない。
- 47条の6の規定と平行な制度とする場合、例えば、著作権法施行令や施行規則で規定されている基準等についても、47条の6に準じた形で法令化できるという理解か。
- ◆ 47条の6の改正で対応できると考えるが、仮に送信可能化されていない情報の権利制限規定を47条の6と平行に作った場合でも、柔軟化が必要ではないか。47条の6は相当限定的であり、少し仕様を変えると違法になる恐れがあるというような硬直的な規定では将来の発展によい影響がない。
- 包括的規定を設けるべきとの意見があったが、どのような規定のイメージを持っているのか。先ほど、検索結果を表示するという部分は軽微であるという話があった。47条の2は製品を販売するときに一定の程度、軽微な著作物の利用が必要だという規定だと思うが、包括的受け皿規定で実際に適法化を考えているものはこのようなものをイメージされているということか。
- ◆ 包括的な受け皿規定について、特に明確なイメージが固まっているわけではない。  
47条の2をイメージして受け皿規定を作してほしいという意味ではなく、個別規定が導入されて以降は適法になるが、その前は違法だとされた裁判例があるという説明をしたもの。個別規定が整備されていない中でサービスを始めようと思った人が、個別規定も一般規定もないために、このサービスは

違法だからやめようとなると、技術やサービスの芽を摘んでしまう恐れがあるのではないかということの説明したかった。

○ 現行の規定では硬直的で対応がしにくいという話があったが、現状の47条の6には、主体の限定とか、あるいは検索対象の限定、それからできる行為が記録や翻案、あるいは一定の場合の公衆送信などに限られるという限定があるが、これらの全てについて硬直的で使いにくい場合があるという認識か。

◆ 47条の6が硬直的であるという点について、具体的には挙げられないが、日々業務で質問を受ける中で硬直的だと感じている。

○ C類型で収まらない部分も権利制限の対象とする趣旨は、利用方法によっては、バックエンドだけ適法化されても最終的な出力を認めなければ社会的な意味がない、又は公益性が下がるということでのよいか。軽微かどうかはセーフガードとして考えるところだと思う。

◆ 検索サービスに公益的な目的があるからこそ出力が認められると考えているので、ご意見のとおり。

○ 包括的な受け皿規定の実現の仕方として、既存の条文をもう少し柔軟にしたり既存のリストを増やしたりして柔軟性を図るという方法と、アメリカのものが典型的だが、受け皿規定を設けるという方法があるが、どうお考えか。柔軟性を確保する方法は後者だけではないように思う。

◆ 包括的な受け皿規定を設けると様々なサービスが広く適法になるとは考えていない。余りに硬直的すぎるとそれはそれで使いづらいという問題があるが、基本的には個別規定での手当をきっちりやっていく必要がある。ただ、検索サービスの例のように、今後、今まで本当に誰も予測をしていなかった新しい技術やサービスが出てきたときに、この規定で適法になるかもしれないというような余地が、小さくてもよいのであるとありがたい。

○ 小さなものでいいからというが、小さくするのは難しくて一般的に包括的になるのではないかと思う。小さく一般規定を入れるというのは個別規定の横に付いているイメージに近くなるが、その辺りのイメージを具体的に説明いただきたい。

◆ 個別規定の最後に受け皿として機能する包括的規定を設けるということ。例えば検索サービスやオークションサービスにおける複製等のように、立法が必要であると考えられるような、正当化できる利用行為のみに適用があるというイメージ。何でも包括的規定で救うという発想でなく、後で個別規定が結局作られるということになるかもしれないが、過渡的に適法にするという意義があり、そういう規定はあってもよいのではないか。

- バックエンドでの複製に関して、複製以外に翻案まで含めて考えているのか。
- ◆ 47条の6は翻案についても権利制限の対象とされてはいるが、例えば大きなサイズの画像をサムネイル用に小さくするというような機械的な処理は翻案には当たらないので複製でよいのではないかと思っている。

## 2. CPSについて（富士通株式会社からヒアリング）

（○＝委員、◆＝ニーズ提出者）

- 出力する直前までの内部的な処理の部分は、例えばC類型で表現を享受しないという話か。出力する部分は、教育、障害者または別の切り口で従前より広げてほしいということで、かなり異質なものが混じっているかと思うが、どのような位置付けになるのか説明いただきたい。
- ◆ バックエンドのネットワークの世界でため込んで処理をするという限りにおいては、C類型の定義も微妙なところはあると思うが、非享受型という理解。出力するところではサイバーフィジカルシステムの効用として享受されるものが出てくるが、個別のサービスごとに見ていただく必要があるかと思う。
- バックエンドでの非享受型利用という話があったが、この「利用」は複製若しくは翻案ということか、あるいは、公衆送信など様々な態様も含めるということか。
- ◆ 利用行為について今は特定できない。おそらく出てくるものは、複製物か翻案物のいずれかだが、例えばサイバー空間の中であちこち送信される場合に公衆送信に当たるという議論もありえる。
- CPSによって実現されるサービスの類型について、例えば、47条の6だと検索のため、47条の7だと情報解析のため等、目的が付いているが、どういう目的に分類されるのかということも将来的にはなかなか予想しがたいという話なのか。
- ◆ 目的について、所在検索サービスなら情報検索という目的にあてはまるが、サービス全体をみると47条の6でははまらないことになる。分析だけでとどまるものについては同じよう出力しない47条の7が機能するが、出力する場合は47条の7は機能しない。（現行の権利制限規定の）複製、翻案といった範囲では機能しない場合があり、それはサービスによって異なる。
- 特定の技術的な観点からの限定的な態様での権利制限規定があると、技術者の観点からすれば実質的にはそんなに変わらないのに、著作権法の規定に合わせるために特定の技術の方向への開発を強いられるという問題があるという認識か。

- ◆ 御指摘のとおり。技術革新は微妙な差分であるので、余りに技術オリエンテッドに規定が置かれていると、技術者が困るという問題が起きる。
  
- サイバー空間での様々な処理に関して現在は人間がプログラムして行われる比重が高いと思うが、将来人工知能が主になっていくとすると、人工知能に著作物を含む様々な現実世界の情報をインプットしていくことが重要になり、そのための複製や翻案が必要になってくる。現実世界のデジタル化されていないものをデジタル化してサイバー世界に取り込むというところの権利制限も更にC P Sの先を見込んでいくと、より重要になっていくというような話と理解した。
  
- ◆ 先生の意見に近い。A I がどれぐらい発達するのか、A I が出力した情報が著作物だったらどうするかという議論はまた先の議論だと思う。その前提の問題として、サイバー空間にいろいろなものが取り込まれていくと、人間が持ち得るべき価値というものがいろいろ出てくるのではないかということが期待される。